

領土紛争と国家主権概念

奥原 敏雄

一 現代国際法における国家主権の観念

国家主権の観念は、元来、多義的（1）であり、主権という言葉を使わず、政治的独立、領土保全、自衛権など、国家の基本的な権利概念として、主権の権能を表現する場合がある。反対に、主権という言葉を使っているが、主権の観念に含まれる特定の権利概念を意味する場合もある。例えば、サンフランシスコ平和条約第二条C号において「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した権太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と述べている場合の「主権」という言葉は、「領土権」を意味している。

このように主権という言葉は、さまざまな意味で用いられる。そして、このことが、しばしば混乱を引き起こすこととなる。主権の観念を構成する個々の主権的権利は、いまではその大部分が、国際法上の権利として国家に認められている。同時に、この主権的権利を行使する場合、国際法は一定の制限を国家に課している。したがって、国家の主権に属する権利であっても、国家はその行使にあたって、もはや以前のような主権的自由を有するとは言えない（2）。

主権の本質は、最高かつ排他的な権能を国家に認めていることにある。かつては、さらに、絶対的な権能が主権の属性として強調されたこともあった（3）。しかしながら、現代国際社会においては、このような権能は、主権平等の原則に反するものとして許容されないばかりでなく、民主主義国家においては、その政治理念を否定するものとして、対内的な主権の観念からも排除されている。

このようにみると、国家が主権を有するといつても、それはあくまでも、相対的なものにすぎない。人権が国際化され、国際社会の組織化がますます求められる今日においては、国家の主権もまた時代の要請にしたがって、自己抑制をせまられている（4）。

ただ、このような時代の環境のなかにあっても、絶対的な主権の観念が依然として残されている分野がある。それは主権の観念が、歴史的には、政治学の理論として登場したことと関連があると言えよう。法と政治を分離することが困難な分野、政治を優先させることが至上命題とされている分野、政治的圧力を排除できない分野というものが、いつの時代にも存在する。このような分野が国際法の問題と交錯するときは、国際法による解決は容易ではないことになる。領土紛争は、まさに、こうした性格を不可避的に背負っている問題の一つである。

領土紛争が発生した場合、国家はその領土に対する主権（領土権）を絶対に失いたくないという

心理に陥る。国民もまた民族感情と愛国心から、過激な行動に走る者が現われ、国家を突き上げようとする。このような状況の下においては、国家がとりうる政策上の選択の幅は、限られたものとならざるをえない。さらに、国家の主権が民族感情や愛国心と結びつき、領土問題に対する国家の行動を正当化したり、国家の主権によって、国際法を否定することが許されると考えるようになると、領土問題を平和的に解決する道は、ますます閉ざされることとなる。

領土問題は、国際法に基づいて解決すべきである。それ以外に問題を解決する方法はない。しかし、領土問題に関しては、この簡単なことが、なかなかできない。領土問題となると、現代国際法の下においても、主権の古い観念が蘇生し、復活する。すべての国がそうであるというわけではないが、独立の歴史が浅かったり、過去に侵略された歴史を有する国々——これらの国々はかつて主権を蹂躪された、消え去ることのできない屈辱の歴史とともに生きている——においては、領土問題に絶対的な主権の観念をもち込むことによって、国民に民族としての誇りを自覚させ、それによって、国家の安定を図ることができる。

このように、絶対的な主権の観念は、民族感情や愛国心が交錯する領土紛争において、増幅され、絶対化される。竹島（韓国名：独島）や尖閣諸島（中国名：釣魚台群島）の領土権をめぐる紛争は、まさに、そうした要素を含んでいる。それだけに、これらの問題の解決は容易ではない。領土問題に関しては、いずれの国も、国際法上の根拠を明らかにする必要があるが、問題の解決にあたっては、当事国間の友好関係を損なわないよう十分配慮しながら、当事国が冷静に話し合える環境を作りあげることが、なによりも大切である。

- (1) 一又正雄「国際法から見た主権」『法と国家権力Ⅲ』、有斐閣、一九五五年、一一六ページ。
- (2) 高野雄一「主権と現代国際法」『現代法と国際社会』（「現代法一二」）、岩波書店、一九六五年、一八二二三ページ。
- (3) 国家主権理論の歴史を扱ったわが国における主要文献としては、一又、高野の前掲論文のほか、次のものがある。立作太郎「国際法上ニ於ケル国家ノ主権」『法学協会雑誌』第二六卷三号（一九〇八年）、今中次麿「国家主権と国際法」『国際法外交雑誌』第二九卷二号（一九三〇年）、田畠茂二郎「国家主権と国際法」『法律学体系（第二部・法学理論篇一五六）』、日本評論社、一九五〇年、中村哲「主権」『法律学体系（第二部・法学理論篇四一）』、日本評論社、一九五二年、廣瀬善男『現代国家主権と国際社会の統合原理』、祐学社、一九七〇年、同上「国際社会における国家主権の歴史的考察——人権と平和の概念との関係で』『明治学院論叢（法学研究一〇）』第一八七号（一九七二年）。

なお、主要外国文献としては、次のようなものがある。

J. Austin, *The Province of Jurisprudence Determined*, etc., 1832; H. Kelsen, *Das Problem der Souveranitat und die Theorie des Volkerrechts*, 1920; W. Sukiennicki, *La souverainete des etats en droit international moderne*, 1927; M. Wilks, *The Problem of Sovereignty in the Later Middle Ages*, 1963.

- (4) 宮崎繁樹「人権と国家主権」『国際法外交雑誌』第六九卷三号（一九七〇年）、一一四三ページ、田畠茂二郎「現代国際法の諸問題——国家主権の現代的意義」『法学セミナー』一九七一年六月号、七一一七五ページ、高野雄一「国家主権の現代的意義」『国際法外交雑誌』第八九卷五号（一九九〇年）、一一一二ページ。

- (5) Robert Jennings and Arthur Watts, *Oppenheim's International Law*, Ninth Edition, Vol. 1, Peace, Introduction and Part 1, Longman, 1992, pp. 125-126.

二 領土主権の取得の態様

(1) 領土主権の取得の方式

領土主権の取得の方式として、割譲（譲渡、交換を含む）、併合、征服、先占、添付、時効の六種類に分類することができる。そのうちには、当事国間の合意（普通には条約のかたちをとる）に

よるものとして、割譲と併合がある。一方的な国家の行為によるものとして、先占と征服がある。

添付は、自然現象（河口におけるデルタの形成、海岸への土砂の堆積、領海内における新島の形成など）と人為的な行為による土地の造成（永久的な堤防もしくは港湾施設の建設、埋め立てなど）である。

時効は、国家の一方的な行為の結果としてもたらされるものであるが、この行為の性質は、最初は、国際法上の違法行為であり、ただ、その違法行為が、領土主権を元来有する国家によって、長年にわたり抗議を受けることなく、平穏裡になされてきたことにより、領土主権の変更の要件を満たすものとして、その取得が認められる場合である。

（2）割譲（譲渡、交換を含む）と併合

割譲は、普通、平和条約などで敗戦国が、自国の領土の一部に対する主権を戦勝国に譲渡することに同意することによって成立する。日清講和条約（一八九五年）、日露講和条約（一九〇五年）における台湾および南樺太の日本への割譲などが、その例として挙げられる。譲渡の事例としては、フランスがルイジアナを米国に有償で譲渡（一八〇三年）したり、同様に、ロシアがアラスカを米国に売却、譲渡（一八六七年）した例がある。交換の事例としては、日本とロシアが、北千島と南樺太を交換（一八七五年）した例がある（1）。

併合は、形式的には、併合を行なう国家が併合される国家の同意をとりつけ、そのことの象徴として条約を結ぶことにより成立するものであるが、併合する国の政治的・軍事的強制力を背景にして条約が結ばれることが多く、実質的には、併合する側の一方的な行為たる性質を有する（2）。その意味においては、次に説明する「征服」に近い行為と言えよう。今日においては、このような条約を締結することは、ユス・コーゲンスに違反する条約として、その効力は認められないと言うべきである。

（3）征服

征服は、兵力によって他国の領土の一部もしくは全体を確定的に占領し、これを一方的に併合することである。征服が成立するためには、単に占領の事実が存在するだけでなく、併合の意思表示が必要である（3）。征服による領土主権の取得の例は、一八九六年のフランスによるマダガスカルの併合がある。また、一九〇〇年の英國による南アフリカ共和国の併合、一九三六年のイタリアによるエチオピアの併合などがある（4）。征服は、戦争が一般的に禁止された今日においては、国際法上違法であり、無効とされる。

（4）先占

先占は、いまだいかなる国家の主権の下にも服していない地域を取得する方法である。国際法における先占の歴史は、国際法の創生期にさかのぼる地理上の発見時代から始まっている。先占の法理は、新たに発見された大陸（新大陸）および島嶼に対する領土主権の要求、大西洋およびインド洋航路の発見に伴う航行と交易の独占を図るために排他的権利の要求を調整する必要から生まれた

(5)。

先占の第一の条件は、取得の対象となるものが、無主物でなければならないということである。かつて誰もそれを所有していなかったか、もしくは、一度所有されたことがあったとしても、その後遺棄されたか、そのいずれかの場合が、この条件を満たしていることになる。

先占の第二の条件は、先占が、国家によって行なわれなければならないということである。

先占の第三の条件は、実効的でなければならないということである。もっとも、この点については、最初の頃は必ずしもそうではなかった。一五世紀の末における「大発見」の時代から一八世紀の初め頃までは、新しい陸地や島嶼を発見した場合に、それを自国の領土と宣言し、国旗を掲げたり、十字架や標柱を立てたりして、それで領土を取得したことになるとされた。

しかし、一八世紀末頃から、多くの学者によってこのような擬制的な先占の効力が否定され、現実に土地を占有し、利用しなければならないとされた。多くの航海者も、前の発見によって立てられた標柱を無視した。これらのことの結果として、一九世紀には、多くの国によって、先占は土地を現実に所有し、支配しなければならないと主張され、それが次第に諸国慣行になった。

もっとも、先占される土地の状態によっては、この原則をそのまま適用することができないこと、その必要もないことなどを考慮して、特定の状況の下においては、そこに必要な程度の実効的支配で十分であるとされるようになった(6)。

現代においては、人間が居住できると思われる地域は、すべて、いずれかの国家の主権の下におかれています。したがって、先占による領土権原の取得といった問題は、理論上にも、実際上にも、おこりえないようと思われがちである。

しかし、先占の法理は、今なお重要である。先占による領土主権の取得の効果をめぐって、現在でも、国境紛争がおこっているのは、そこで争われている問題が、数世紀にもさかのぼる事実によるものであり、かつ、その事実に先占の効果を与えていることがある(7)。

尖閣諸島についても、同様に、数世紀にさかのぼる事実に基づいて、中国と台湾が歴史的権原を主張し、わが国の先占の主張に反対したことから、領土紛争（国境紛争）となった。そこで、次に領土紛争を扱ったいくつの重要な国際判例を紹介し、これらの判例を通して、先占が成立するための要件、また、歴史的権原が認められるための証拠の分析を行なうこととする。

(1) 深津栄一「領域取得の法理」『国際法外交雑誌』第六〇巻三号（一九六一年）、六三ページ、横田喜三郎『国際法II〔新版〕』（「法律学全集五六」）、有斐閣、一九七九年、八三一八四ページ。

(2) 藤田久一『国際法講義I——国家・国際社会』、東京大学出版会、一九九二年、二一六一一七ページ。なお、第二次世界大戦後の欧米の国際法教科書においては、併合は国家消滅の問題として取り扱い、領土取得の態様に含めないことのほうが多い。Jennings and Watts, op. cit., pp. 206-208.

(3) 横田、前掲書、九一一九三ページ。

(4) P·E·コーベット（一又正雄訳）『国際関係における法と社会』、日本外政学会、一九五七年、一五三一五四ページ。

(5) 同前、一四一一四二ページ。深津、前掲論文、五六一五七ページ。

(6) 横田、前掲書、九七一一〇〇ページ。

(7) J·L·ブライアリー（一又正雄訳）『国際法——平時国際法入門』、有斐閣、一九五五年、一三八ページ。

三 領土紛争と国際判例

(1) パルマス島事件

(一九二八年四月四日常設仲裁裁判所判決(1))

本件はパルマス島 (Island of Palmas) の主権を米国とオランダが争った紛争である。ミアンガス島 (Island of Miangas) とも言われるこの島は、ミンダナオ島 (米領フィリピン群島) と、オランダ領東印度諸島のネヌサ (Nanusa) 群島の最北にある島との間のほぼ中間に位置する島である。一九〇六年にこの島の帰属をめぐって米国とオランダとの間で紛争となったことから、両国は一九二五年一月二三日の仲裁付託契約に基づいて、事件を常設仲裁裁判所に付託した。

この事件において米国は、一八九八年のパリ条約によってスペインからフィリピン群島の割譲を受けたが、パルマス島はそのフィリピン群島の一部をなしているのであるから、米国はパルマス島に対して主権を有すると主張した。米国はまた、パルマス島がスペイン人によって発見されたものであり、その発見によってスペインが主権を取得したこと、パルマス島に対するスペインの主権は、多くの地図および一六四八年のミュンスター条約によって確認できること、この島が地理的にフィリピン群島を構成するものであるから、地理的接近の原則によってフィリピンの主権を有するスペインがその主権を有し、米国はそのスペインの主権の割譲を受けたのであるから、パルマス島に対する主権は米国にあると主張する。

これに対してオランダは、一六七七年にオランダ東印度会社が権力の行使を開始して以来長期にわたって平穏かつ継続的な権力を、他国と争うことなく行使してきたと主張した。

本事件において裁判所は米国の請求をすべて退け、オランダの主張を認めた。判決はパリ条約が締結・発効した時点において、パルマス島に対するスペインの主権はすでに失われていたとして、同島がパリ条約に基づいて割譲されたとする米国の主張を拒否した。判決はパルマス島をスペインが発見したこと、発見から生じる原始的権原がスペインにあったことを認めたうえで、発見自体が法律上当然に領土主権をもたらすとする規則が当時の実定法であったとしても、それだけでは不十分であって、その領土主権が引き続き存在し、特に紛争の裁定のためにクリティカル (決定的) と考えられる期日 (パリ条約が締結・発効した一八九八年一二月一〇日) に存在していたかが証明されなければならないと判示した。

判決は、主権の設定にとって不可欠とされる要素は、主権の継続にとっても不可欠であり、学説も慣行も、領土主権の継続的で平穏な発現が権原に値するとし、一八世紀の半ば以来常に国際法は先占が実効的であることを要求してきたが、その要求はますます強い主張となっていること、そのような主張はもし実効性がただ「権利の取得」についてのみ必要とされ、「権利の維持」には必要ではないとは、とうてい考えられないと述べる。

判決はまた、発見から生じる権原について、もっとも有利な幅の広い解釈をとったとしても、その権原は、ただ単に、未成熟な権原として、実効的先占によって主権を確立するための請求権として存在するだけであって、単なる未成熟な権原だけでは、平穏かつ継続的な主権の発現に基づいた確定的な権原に優越することはできない、との判断を示した。

裁判所は「地理的近接性」についても言及し、国家は自国の海岸に比較的に近い島がその地理的状況によって自国に属するものと主張してきたが、領海の外の島がその国家の島の「継続的地盤」

(terra firma) をなしているという事実だけから、その国家に属するとする実定国際法の規則が存在することを示すことは不可能であると述べ、そのような主張は十分な先例がないばかりでなく、言わわれているこの原則それ自体が本質的に不確実な争いのあるものである、との見解を示している。

判決はパルマス島について考慮されるべきものとして、領土主権行使の不連続性の現象に言及し、領土主権の行使には必然的にギャップ（間隔）、つまり時間の途切れと空間の不連続が出てくるが、國家がこのような領土の部分について主権を発現してきたことを証明できなかつたという事実から、すぐに主権が存在しなかつたことを示すものと解釈することはできないと述べたうえで、それぞれの場合は、その特別の事情に応じて判断されなければならないが、領土の主権に関する紛争を扱ってきた国際仲裁裁判例は、領土の近接性に対してよりも、主権を発現してきた行為のほうにより大きな比重をかけてきたことを指摘している。

（2）東部グリーンランド事件

（一九三三年四月五日常設国際司法裁判所判決（2））

グリーンランドが発見されたのは紀元九〇〇年頃とされる。その約一世紀後には早くも植民活動が開始され、西岸の南端に二つの植民地がつくられた。その後、一三世紀にはノルウェー王国の属領となっていた。一三八〇年、ノルウェーとデンマークは同君連合を結成したが、ナポレオン戦争の結果一八一四年のキール平和条約で、ノルウェー・デンマーク王は、グリーンランド、フェロエ諸島、アイスランドを除いて、ノルウェーをスウェーデンに割譲した。その後、東部グリーンランドに対して、ヨーロッパ人による入植や探険が、デンマークの許可を得てたびたび行なわれた。デンマークは一九〇五年に、グリーンランド全域に領海の範囲を設定する命令を出している。一九二一年にはグリーンランドの東西両海岸にある入植地などをデンマーク行政政府の下におく命令も出していた。

デンマーク政府は、二国間の通商条約を締結したり、経済問題に関する多数国間条約に参加するようなときには、これらの条約がグリーンランドには適用されないことを規定する条項を設けることを慣例にしてきた。第一次世界大戦中およびその終結直後にかけてデンマークは、米国、英國、フランス、イタリア、日本、ノルウェー、スウェーデンに対して、デンマークのグリーンランドに対する主権の承認を求めたが、ノルウェーのみが同島東部における自国民の漁業と狩猟の自由を主張して、その承認を拒否した。

一九三一年七月一〇日ノルウェー政府は、その一二日前にノルウェーの狩猟者が東部グリーンランドのマッケンジー湾にノルウェーの国旗を掲げ、南はカールスバーグフィヨルドから北はベッセルフィヨルドに至るまでの地域を、ノルウェー国王の名で先占したとする宣言を公式に確認するとともに、同地域がノルウェーの主権下におかれるべきことを決定した。この通告をノルウェーから受けたデンマークは翌七月一一日、この問題を常設国際司法裁判所に付託した。

デンマークは、ノルウェー人が行なった六月二八日の先占宣言の時点において、デンマークの主権はグリーンランド全体に及んでいたから、この先占は無効であると主張した。デンマークは、その理由として、同国がグリーンランドに対してもつてゐる主権は、長期にわたって存在し、平穏か

つ継続的に行はれ、本件の紛争がおこるまでいかなる国によっても争われたことがなかつたこと、ノルウェーは、条約その他によつてグリーンランド全域におけるデンマークの主権をすでに承認し、てきた以上、いまさらそれを争うことはできないことを挙げた。

ノルウェーは、自國が一九三一年七月一〇日に先占した地域は、無主地であり、かつ、デンマークの植民地の外にあり、それ故、デンマークはこの地域に対して主権を有するとは言えないと主張した。

本事件において裁判所はデンマークの主張を全面的に受け入れ、ノルウェーの主張を退けた。裁判所は、デンマークの主張が認められるためには、一九三一年七月一〇日に、グリーンランドに対してデンマークの主権が存在しなければならないが、デンマークの主張は、特別の先占行為に基づくものではなくて、「島に対する国家権能の平穏かつ継続的な発現に基づく」（パルマス島事件判決）ものであると述べる。

そこで裁判所は、条約による割譲のような特別の行為または権原ではなく、単に権能の継続的な発現に基づく主権の主張をするためには、主権者として行動する意図および意欲と、その権能のある種の現実的な行使ないしは発現という二つの要件が存在することを立証しなければならないことを指摘する。

さらに、特定の領土に対する主権の主張について裁判するにあたつて、裁判所が考慮すべき他の事情は、主権が他の国によってどの程度まで主張されているかであると述べ、グリーンランドに対して他国の主権の主張がなかつたこと、植民されていない地域が北極的な、接近しがたい性質であることに留意して、ノルウェー・デンマーク王は、一七二一年の植民地建設から一八一四年に至る期間、主権を有効に主張するのに十分な権限を行はれし、しかも、グリーンランドに対する国王の権利が植民地区域に限定されていなかつたとの判断を示した。

判決はまた、ノルウェーとデンマークの分離から生じ、一八一九年九月一日の条約第九条となつた種々の約束の結果として、ノルウェーはグリーンランド全域に対するデンマークの主権を承認したものであり、したがつてノルウェーは、そのいかなる部分をも先占することはできないと述べる。

判決はさらにデンマークとノルウェーの二国間条約および両国が当事国である多数国間条約において、グリーンランドがデンマークの一部もしくは植民地をなしていること、またはグリーンランドを条約の適用範囲から除外することが認められていたが、ノルウェーはかかる条約を同国を拘束するものとして受け入れてきたことにより、グリーンランド全域をデンマーク領として認めることを再確認しており、その結果として、ノルウェーは、グリーンランド全域に対するデンマークの主権を争うことはできず、したがつて、その一部を先占することも自己に禁じたことになると判示した。

(3) マンキエ・エクレオ諸島事件

(一九五三年一一月一七日国際司法裁判所判決(3))

フランス本土のノルマンジーの西、ブルターニュの北に、ジャージー島を主島とする英領の海峡諸島がある。このジャージー島の南にマンキエ、東にエクレオの諸島があつて、一九世紀の末以来、

英國とフランスの間で、その帰属が争われていた。両国は一九五〇年一二月二九日の特別協定に基づいて、一九五一年一二月五日に本事件を国際司法裁判所に付託した。

英國は、中世にさかのぼる古来からの、ないしは原初的権原もしくは実効的占有の権原に基づいて、マンキエ・エクレオ諸島の島嶼および岩礁の全部について、国際法上完全かつ不可分な主権を有することを申し立てた。

フランスも同様に原初的権原ならびに主権の実効的行使を理由として、マンキエ・エクレオ諸島の島および岩嶼に対する主権は、これらが取得の対象となりうるかぎり、フランスに帰属すると主張した。

裁判所は英國による実効的占有による権原の主張を認めて、マンキエおよびエクレオに対する主権が英國に帰属することを判示した。裁判所は、判決において、いずれの当事国が、これらの小島群のどちらかの、または両方についてより信憑性のある権原に関する証拠を提出したかを決定しなければならないと述べるとともに、両当事国は共有地のみならず、無主地の地位も排除していることを指摘した。

裁判所は、当事国間の歴史的論争に関して、フランスの王が海峡諸島に関して封建的権原をもつていたとしても、このような権原は一二〇四年以後の諸事件の結果失効してしまっていることは疑いないとして、このような権原は、後世の法に従って有効な実効的占有に基づく権原により取り替えられないかぎり、今日いかなる法的効果も生み出しうるものではなく、決定的に重要なのは、中世の事件に基づく間接的な推定ではなく、問題の島群の占有に直接関係する証拠であるとした。

裁判所は、次にエクレオに対する実効的支配の証拠についての検討に入り、中世の文書は英國王がエクレオに対して裁判権、徵税権を行使したことを見せており、とくにエクレオで犯された犯罪についての刑事裁判の実施など、英國が援用する司法権、行政権、立法権に関する諸行為に、立証的価値があることを認めた。

裁判所は同様にエクレオに関するフランスの実効的支配の証拠についても検討を加え、フランスは一七世紀にジャージー当局がエクレオでの漁業を禁じたり、上陸を制限した事実を援用しているが、このことからエクレオが英國領でなかったとは必ずしも言えないばかりでなく、フランスは一八八六年になって初めてエクレオに対する主権を主張している。このような事実にかんがみ、対立する主張の相対的な力を判断して、エクレオに対する主権が英國にあるとの結論を下した。

裁判所はさらにマンキエについて、一七世紀にジャージーの裁判所はマンキエにおける難破事件に裁判権を行使したり、一八世紀以降ジャージー当局はマンキエで死体を検死したこと、またジャージー住民が建てた家屋について財産税を徴収したり、マンキエでの不動産売買の登記を受け付けるなど、長期にわたって種々の方法でマンキエに対する地方行政を実施してきた証拠があるとの判断を示した。

他方、マンキエがフランス領ジョーゼー島の属島であったとするフランスの主張に対して、裁判所はそれは明らかでないとしたうえで、一八六一年以来七五年もの間、マンキエの照明と浮標を単独で管理してきたが、英國からなんらの抗議を受けなかつたとするフランスの主張に対して、この

浮標は島群の暗礁の外側にあって、フランス港との間の航行を助けるために設置されたものであつて、フランスがマンキエに主権者として行動する意図をもっていたことを示す十分な証拠とは言えず、一九世紀の初頭以来、両国政府の間で交換された外交文書もこの見解を裏づけていると結論づけた。

- (1) 堀部博之「領土の帰属釈——パルマス島事件」、宮崎繁樹編『国際法』（「基本判例双書」）、同文館、一九八一年、一六六一一六七ページ、東寿太郎「パルマス島事件」、波多野里望・筒井若水編著『領土・国境紛争』（「国際判例研究」）、東京大学出版会、一九七九年、一四四一一五二ページ、芹田健太郎「パルマス島事件 (The Island of Palmas Case)」、田畠茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法〔増訂版〕』、有信堂高文社、一九八〇年、九七一一〇一ページ、D. J. Harris, Cases and Materials on International Law, 1973, pp. 176-186.
- (2) 堀部博之「領土の帰属釈——東部グリーンランド島事件」、前掲『国際法』所収、一六八一一六九ページ、波多野里望「東部グリーンランドの法的地位事件」、前掲『領土・国境紛争』所収、三〇一一三〇八ページ、太寿堂鼎「東部グリーンランド島事件 (Legal Status of Eastern Greenland)」、前掲『ケースブック国際法』所収、一〇一一一〇四ページ、L. C. Green, International Law through the Cases, Second Edition, 1959, pp. 127-139.
- (3) 堀部博之「領土の帰属釈——マンキエ・エクレオ諸島事件」、前掲『国際法』所収、一七〇一一七一页、東寿太郎「マンキエ・エクレオ諸島事件」、前掲『領土・国境紛争』所収、三〇九一三二五ページ、太寿堂鼎「マンキエ・エクレオ事件 (The Minquiers and Ecrehos Case)」、前掲『ケースブック国際法』所収、一〇四一一〇八ページ、森脇庸太「マンキエ・エクレオ諸島事件」、高野雄一編著『(判例研究) 国際司法裁判所』、東京大学出版会、一九六九年、九九一一一〇ページ、D. J. Harris, op. cit., pp. 189-192.

おわりに

ギアナ境界事件に関する仲裁裁判判決（一九〇四年六月六日）は「私がいずれの国家にも属さない地域で貿易径路を発見したとしても、そのことから直ちにその私人の本国が同地域に対する主権を取得しうるということにはならない。いずれの国家にも属さない地域の主権を取得するためには、主権を取得する意思のある国家がその名において先占を行なうことが不可欠である」と述べるとともに、「先占は、国家の名においてとられる実効的、連續的、永続的占有による場合以外に成し遂げられるとは思われない。主権という権利の単なる確認、または、先占を実効的にするという明白な意思だけでは十分でない」と判示した。

クリッパートン島事件に関する仲裁裁判判決（一九三一年一月二八日）もまた「発見がスペイン人によって行なわれていたことを認めるとしても、（スペインの承継国としての）メキシコの主張が根拠づけられるためには、スペインが国家としての立場で、同島を自国の領土に編入しうる権利があるというだけでなく、その権利を実効的に行使したことを立証する必要がある」と指摘したうえで、「メキシコの歴史的権利の立証は、同島に対する主権の発現というかたちではなされなかつた。主権は、一八九七年に同島に（メキシコ分遣隊が）派遣されるまで、行使されることとなかつた。同島がメキシコに属する領土であるという確信だけでは、たとえ、それが古くから広く知られていたとしても、支持できない」ことを明らかにした。

この二つの仲裁判決は、先に紹介した三つの判例とともに、わが国がかかえる領土問題、とりわけ、竹島と尖閣諸島の領有権問題を考える場合に、参考になると言えよう。竹島も尖閣諸島も古くから知られていたというだけでは、領有権の根拠とはなりえないこと、個人の行為と国家の主権行為とは区別されなければならず、国家の主権に基づく行為のみが領土権原を立証しうること、自分

の国の領土だという確信だけでは、領有権原を取得できること、領有権をめぐつて競合がある場合には、どちらがより優位な実効的支配の証拠を提示できるか、過去に相手国の領有権原を認めた事実がある場合には、みずからの行為に拘束されるという「禁反言」の原則が適用されることなど、さまざまな角度からの法的検討を行なううえで、貴重な示唆を与えていると言えよう。